

第 13 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	4	8	10	27

(2) 議案の名称

<決算認定>

認定第 1 号	平成 30 年度尼崎市歳入歳出決算について
認定第 2 号	平成 30 年度尼崎市水道事業会計決算について
認定第 3 号	平成 30 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について
認定第 4 号	平成 30 年度尼崎市下水道事業会計決算について
認定第 5 号	平成 30 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

<予算>

議案第 91 号	令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 92 号	令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 93 号	令和元年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正 予算 (第 1 号)
議案第 94 号	令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

<条例>

議案第 95 号	尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
議案第 96 号	尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 97 号	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について
議案第 98 号	尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に ついて
議案第 99 号	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例につ いて
議案第 100 号	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

	例について
議案第101号	尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第102号	尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について
	<その他>
議案第103号	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事）
議案第104号	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事）
議案第105号	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事）
議案第106号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第107号	工事請負契約について（青少年センター解体工事）
議案第108号	平成30年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第109号	平成30年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第110号	平成30年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第111号	平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第112号	製造請負契約について（尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	54,000円
------	----	---------

その他の事故	1件	28,512円
--------	----	---------

(2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

- ・ 平成26年度以前に不納欠損処分を行った住宅家賃に係る債権

件数不明	273,749,101円
------	--------------

(3) 公益財団法人等の経営状況

(4) 平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦
- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任

第13回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和元年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課	
件 名	平成30年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	205,885,923	205,116,277	769,646	405,537	364,109	
特 別 会 計	103,299,536	97,354,517	5,945,019	0	5,945,019	
国民健康保険 事業費	52,188,727	47,575,307	4,613,420	0	4,613,420	
地方卸売市場 事業費	402,432	277,713	124,719	0	124,719	
育英事業費	8,425	8,425	0	0	0	
農業共済事業費	16,197	9,586	6,611	0	6,611	
公共用地 先行取得事業費	2,243,468	2,243,468	0	0	0	
公害病認定患者 救済事業費	18,347	18,241	106	0	106	
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	40,695	22,349	18,346	0	18,346	
青少年健全育成 事業費	6,755	6,755	0	0	0	
介護保険事業費	42,308,263	41,310,181	998,082	0	998,082	
後期高齢者医療 事業費	6,066,227	5,882,492	183,735	0	183,735	
合 計	309,185,459	302,470,794	6,714,665	405,537	6,309,128	

<令和元年9月定例会>

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	水道部経理課 下水道部経営企画課 ボートレース事業部経営 企画課	
件名	平成30年度尼崎市水道事業会計決算について 平成30年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 平成30年度尼崎市下水道事業会計決算について 平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収益	9,118,592	1,583,207	12,498,598	43,029,879
		費用	7,903,263	1,354,773	10,878,128	41,348,748
		差引 ①	1,215,329	228,434	1,620,470	1,681,131
	特 別 損 益	利益	164,151	221,971	0	0
		損失	2,731	76,856	1,725	0
		差引 ②	161,420	145,115	△ 1,725	0
	純利益 ①+②		1,376,749	373,549	1,618,745	1,681,131
	資 本 的 収 支	収 入	736,814	51,002	4,790,894	(※) 0
		支 出	2,266,502	298,985	9,184,206	62,201
差 引 ③		△ 1,529,688	△ 247,983	△ 4,393,312	△ 62,201	
補 て ん 財 源 ④		2,810,938	754,761	5,434,197	2,057,836	
資 金 収 支	年 間 ③+④	△ 1,281,250	506,778	1,040,885	1,995,635	
	累 計	8,443,952	8,625,477	9,696,508	8,411,533	

※ 今後活用予定の長期性預金 3,880,237 千円を除く。

<令和元年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第91号	所 管	福祉課
件 名	令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	205,018,855	5,085	205,023,940		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	5,085	民生費	5,085	
	合 計	5,085	合 計	5,085	
3	補正予算の内容				
(1)	民生費				
	・ 高齢者バス運賃助成事業費				5,085千円
	消費税率の引上げに伴い、阪神バス株式会社が乗合バスの運賃改定を行うことから、一部運賃助成額の増額を行う。				

<令和元年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第92号	所 管	各事業所管課
件 名	令和元年度尼崎市一般会計補正予算 (第3号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	205,023,940	646,700	205,670,640		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	187,700	総務費	600,000	
	諸収入	417,000	民生費	46,700	
	市債	42,000			
	合 計	646,700	合 計	646,700	
3	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事業名	金額	
	総務費	総務管理費	財産管理事業	79,800	
4	債務負担行為 変更 (単位：千円)				
	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限度額	期 間	限度額
	公立保育所 施設整備事業	令和2年度	363,000	令和2年度	433,000

5 補正予算の内容

北難波保育所及び武庫東保育所の建替について、待機児童対策を当初予定どおり進めるため構造を変更する必要が生じたことなどから工事費の増額及び債務負担行為の変更を行うほか、モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分の公共施設整備保全基金への積立などを行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費	600,000 千円
財政調整基金積立金	183,000 千円
平成 30 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
公共施設整備保全基金積立金	400,000 千円
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分の積立を行う。	
集会施設関係事業費	17,000 千円
競馬場周辺整備事業負担収入を活用し、東園田町総合会館の建替等に係る費用を補助する。	
民生費	46,700 千円
公立保育所施設整備事業費	46,700 千円
北難波保育所及び武庫東保育所の建替について、待機児童対策を当初予定どおり進めるため構造を変更する必要が生じたことなどから工事費の増額を行う。	

<令和元年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第93号	所 管	こども福祉課
件 名	令和元年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	26,944	8,125	35,069		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	8,125	貸付事業費	8,125	
	合 計	8,125	合 計	8,125	
3	補正予算の内容				
(1)	貸付事業費				
	・ 母子父子福祉資金貸付金		8,125千円		
	母子父子福祉資金の貸付件数の増等に伴い補正を行う。				

<令和元年9月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第94号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	令和元年度尼崎市下水道事業会計補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正理由 国庫補助金の内示に伴い、施設改良費等の予算を補正する必要が生じたため。				
2	補正予算の内容				
	(1) 収益的収入及び支出				
	○ 収入 (単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 下水道事業収益	13,147,323	31,843	13,179,166	
	第2項 営業外収益	2,658,014	31,843	2,689,857	
	○ 支出 (単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 下水道事業費用	11,371,676	△16,353	11,355,323	
	第1項 営業費用	10,789,633	15,206	10,804,839	
	第2項 営業外費用	578,043	△31,559	546,484	
	(2) 資本的収入及び支出				
	○ 収入 (単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 下水道事業資本的収入	5,100,028	461,298	5,561,326	
	第2項 国庫補助金	2,748,749	461,298	3,210,047	
	○ 支出 (単位：千円)				
		既決予定額	補正予定額	計	
	第1款 下水道事業資本的支出	8,903,963	1,024,938	9,928,901	
	第1項 建設改良費	6,211,380	1,024,938	7,236,318	
	※ 補正予定の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額563,640千円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする。				

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第95号	所 管	人事課ほか各人事給与制度所管課
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定により、地方公務員法が改正され、地方公務員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人に該当する者」が削除されるため、当該改正内容に合わせて、関係する条例における所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市職員退職手当支給条例</p> <p>(2) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市職員の分限に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市職員の給与に関する条例</p> <p>(6) 尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例</p> <p>3 改正内容</p> <p>地方公務員法からの引用箇所のうち、「成年被後見人又は被保佐人に該当したことによる失職」に関する部分を除くとともに、消防団員に係る欠格条項及び失格条項のうち、それぞれ「成年被後見人又は被保佐人に該当する者」及び「後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき」を削除する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和元年12月14日</p> <p>ただし、尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例の改正については、公布の日</p>					

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条第1号関係）

改正後	現 行
<p>(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p>	<p>(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当したことにより失職した者を除く。)</p>

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第1条第2号関係）

改正後	現 行
<p>(退職手当)</p> <p>第12条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第12条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理者は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者<u>(同法第16条第1号に該当したことにより失職した者を除く。)</u></p>

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第1条第3号関係）

改正後	現 行
<p>（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>（2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p>	<p>（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>（2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者<u>（同法第16条第1号に該当したことにより失職した者を除く。）</u></p>

尼崎市職員の分限に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(失職事由の特例)</p> <p>第5条 法第16条第1号に該当するに至つた職員のうち<u>その刑の執行が猶予されたもの</u>については、任命権者は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、<u>当該職員</u>の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定により職を失わないものとされた職員は、<u>その刑の執行猶予の言渡し</u>が取り消されたときは、その<u>取消しの日</u>において、その職を失うものとする。</p>	<p>(失職事由の特例)</p> <p>第5条 法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち<u>刑の執行を猶予された者</u>については、任命権者は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、<u>その者の罪</u>が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 <u>職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日</u>において、その職を失うものとする。</p>

尼崎市職員の給与に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条 6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員には、市規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。第7項において同じ。)現在において職員が受けるべき給料月額並びに扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条 6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員には、市規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、<u>失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>失職し</u>、又は死亡した日。第7項において同じ。)現在において職員が受けるべき給料月額並びに扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

尼崎市消防団員の定員、任用、給与及び服務等に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者</u></p> <p>(2) <u>第9条第1項の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(失格条項)</p> <p>第5条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(2) <u>行方不明となったとき。</u></p> <p>(3) <u>本市内から本市外への転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の3第1項に規定する転出をいう。)をしたとき。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>第9条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(失格条項)</p> <p>第5条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(2) <u>所在不明となったとき。</u></p> <p>(3) <u>市外へ転出したとき。</u></p> <p>(4) <u>後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u></p>

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第96号	所 管	市民課
件 名	尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の制定により、過去に氏に変更があった者について、その者の求めにより、住民票への旧氏の記載が可能となるため、当該改正に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 印鑑登録に係る氏名</p> <p>印鑑の登録ができる氏名について、住民票に旧氏の記載がある者は、当該旧氏での印鑑登録も可能とする。</p> <p>(2) 引用条項のずれに伴う整備</p> <p>住民基本台帳法施行令の改正により、同施行令から引用している通称の定義に該当する部分の条番号が変更されるため、当該変更に伴う整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和元年11月5日</p>					

尼崎市印鑑条例

改正後	現 行
<p>(印鑑の登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しない印鑑</p> <p>ア 住民票（備考欄を除く。）に記録されている氏名（<u>住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）が記録されている者</u>にあっては、<u>当該氏名又は当該旧氏及び住民票に記録されている名</u>。イ及びウにおいてこれらを「登録氏名等」という。）で表されている印鑑（漢字の名にあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又は片仮名の名にあっては漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。）</p> <p>イ <u>登録氏名等</u>の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの</p> <p>ウ <u>登録氏名等</u>の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの</p> <p>エ 住民票に通称（<u>住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている者が、当該通称の全部又は一部で表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに該当する印鑑</u></p>	<p>(印鑑の登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しない印鑑</p> <p>ア 住民票（備考欄を除く。）に記録されている氏名（イ及びウにおいて「氏名」という。）で表されている印鑑（漢字の名にあっては平仮名又は片仮名に替えられているもの、平仮名又は片仮名の名にあっては漢字、平仮名又は片仮名に替えられているものを含む。）</p> <p>イ <u>氏名</u>の一部で表されている印鑑で市長が認めるもの</p> <p>ウ <u>氏名</u>の一部を組み合わせたもので表されている印鑑で市長が認めるもの</p> <p>エ 住民票に通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記録されている者が、当該通称の全部又は一部で表されている印鑑の登録を受けようとするときは、次のいずれかに該当する印鑑</u></p>

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第97号	所 管	幼稚園・高校企画推進担当
件 名	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の制定により、幼児教育・保育の無償化が実施されるため、当該制度内容に合わせて、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 教育時間に係る保育料の無償化 現在、所得の状況等に応じて定めている通常教育実施日における教育時間に係る保育料について、徴収しないこととする。</p> <p>(2) 預かり保育料の無償化 在園児のうち、新たに保育の必要性の認定を受けた子どもについては、一時預かり保育を受ける場合の保育料についても、月額11,300円を限度に無償化の対象となるところ、当該制度を利用した場合の保育料については、一旦全額を徴収した後に無償化対象分を還付する取扱いとする。</p> <p>(3) その他 幼児教育・保育の無償化に向け、現在の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められるなどの整備が行われるため、当該内容に合わせた所要の文言整備を行う。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、保育料の無償化及び還付に係る改正については令和元年10月1日から適用する。</p>				

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 幼稚園に入園することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。))に該当する者で満4歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。)</p> <p>2 一時預かり保育(幼稚園において、教育課程に係る<u>教育</u>(以下「<u>教育課程教育</u>」という。)が行われる日(以下「通常教育実施日」という。))における当該<u>教育課程教育</u>に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるもの及び通常教育実施日以外の日(休園日を除く。以下同じ。))における教育委員会が別に定める時間帯において行われる保育(学校教育法第22条の規定による保育をいう。)をいう。以下同じ。)を受けすることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。</p> <p>(入園許可等)</p> <p>第6条 前条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「入園対象幼児」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。)は、幼稚園においてその<u>教育課程教育</u>を受けさせるため当該入園対象幼児を幼稚園に入園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(保育料等)</p>	<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 幼稚園に入園することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>(支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。))に該当するものに限る。)</p> <p>2 一時預かり保育(幼稚園において、教育課程に係る<u>教育</u>が行われる日(以下「通常教育実施日」という。))における当該<u>教育</u>に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるもの及び通常教育実施日以外の日(休園日を除く。以下同じ。))における教育委員会が別に定める時間帯において行われる保育(学校教育法第22条の規定による保育をいう。)をいう。以下同じ。)を受けすることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。</p> <p>(入園許可等)</p> <p>第6条 前条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「入園対象幼児」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。)は、幼稚園においてその<u>教育課程に係る教育</u>を受けさせるため当該入園対象幼児を幼稚園に入園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(保育料等)</p>

第8条 園児が幼稚園において受ける教育課程教育については、保育料は、徴収しない。

- 2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、1日につき、通常教育実施日にあつては400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、200円)、通常教育実施日以外の日にあつては800円の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。
- 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。)である園児が一時預かり保育を受けたときその他教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 入園許可者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により本市が支払を受けることができる額(以下「実費徴収額」という。)を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

第8条 入園許可者は、1月につき支援法の規定で教育委員会規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入園許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

- 2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、1日につき、通常教育実施日にあつては400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、200円)、通常教育実施日以外の日にあつては800円の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。
- 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 入園許可者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により本市が支払を受けることができる額(以下「実費徴収額」という。)を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第98号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行により、災害援護資金貸付金に係る償還の支払猶予、免除及び災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給判定のための合議制の機関の設置等が新たに規定されたため、当該内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 償還の免除事由 災害援護資金貸付金の償還免除事由について、現行の借受人が死亡又は重度障害の認定を受けた場合に加え、新たに借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合を追加する。</p> <p>(2) 報告等 災害援護資金貸付金の借受人に対しては、当該貸付金の償還に関し必要な報告又は書類の提出を求めることとしているが、新たに官公署に対しても必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができることとする。</p> <p>(3) 償還の支払猶予又は免除に係る報告 災害援護資金貸付金に係る償還の支払猶予又は免除に際して、借受人が市長からの必要な報告の要求に対し正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは償還の猶予又は免除を認めないこととする。</p> <p>(4) 尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会 災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件を満たしているか否かの判定が困難である場合におけるその支給の可否について審査させるため、市長の附属機関として、尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。 委員会は委員5人以内で組織し、各委員については医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命し、当該支給判定審査が終了したときに解職又は解任する。</p> <p>(5) 被災者生活再建支援制度発足前に生じた災害に係る償還免除の特例 被災者生活再建支援制度発足（平成11年4月5日）前に生じた災害（阪神・淡路大震災が該当）に係る災害援護資金貸付金の償還免除の特例として、借受人の資力が一定条件以下であることが認められた場合については、災害援護資金貸付金の償還未済額を免除することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条)</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 (第2条-第8条)</u></p> <p><u>第3章 災害援護資金の貸付け (第9条-第17条)</u></p> <p><u>第4章 報告等 (第18条)</u></p> <p><u>第5章 尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会 (第19条-第22条)</u></p> <p><u>第6章 雑則 (第23条)</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 略</p> <p><u>第2章 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給</u></p> <p>第2条～第8条 略</p> <p><u>第3章 災害援護資金の貸付け</u></p> <p>第9条～第14条 略 (償還の猶予又は免除)</p> <p>第15条 (削る)</p> <p>1 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。ただし、借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なく</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条～第8条 略</p> <p>第9条～第14条 略 (償還の免除又は猶予)</p> <p>第15条</p> <p>1 市長は、借受人が死亡したとき又は借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、<u>貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。</u>ただし、<u>第13条第1項の規定により立てられた保証人が貸付金の償還未済額を償還することができる</u>と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。</p>

これを拒み、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により貸付金の償還が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還が猶予された貸付金は、猶予前の償還期限に償還されたものとみなす。

3 市長は、借受人が死亡したとき、借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき又は借受人が破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なくこれを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、当該保証人が貸付金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

(届出)

第17条 借受人（第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、借受人又は保証人）が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき 当該借受人

(2) 死亡したとき 当該借受人（当該借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人（第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、当該相続人又は保証人））

第4章 報告等

第18条 市長は、貸付金の償還を猶予し、又は貸付金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要

3 前項の規定により貸付金の償還が猶予されたときは、貸付金の利子の計算については、その償還が猶予された貸付金は、猶予前の償還期限に償還されたものとみなす。

(報告の聴取等)

第17条

があると認めるときは、借受人（第13条第1項の規定により保証人を立てている場合は、借受人又は保証人。以下この条において同じ。）の収入又は資産の状況について、当該借受人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、第2条の遺族、障害者、第9条の世帯主又は借受人に対し、弔慰金若しくは見舞金の支給又は資金の貸付け若しくは貸付金の償還に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第5章 尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会（設置）

第19条 弔慰金又は見舞金の支給要件を満たしているか否かの判定が困難である場合におけるその支給の可否について審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織等）

第20条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、弔慰金又は見舞金の支給の可否についての審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第21条 委員会は、委員長が招集し、会議の

1 市長は、第2条の遺族、障害者、第9条の世帯主又は借受人に対し、弔慰金若しくは見舞金の支給又は資金の貸付け若しくは貸付金の償還に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

<p><u>議長となる。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第22条 前2条に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(平成11年4月5日前に生じた災害に係る償還の免除の特例)</u></p> <p><u>2 市長は、平成11年4月5日前に生じた災害に係る資金について、当該資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、当該資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、借受人が、第18条第1項の規定による報告の要求に対し、正当な理由なくこれを拒み、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(委員会の招集の特例)</u></p> <p><u>3 最初に招集される委員会は、第21条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	---

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第99号	所 管	福祉課															
件 名	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について																			
内 容																				
1	改正理由 消費税率の引上げに伴い、阪神バス株式会社が運行する乗合バスの運賃が改定され、高齢者定期券の販売価格が引き上げられることとなるため、当該引上げに対する低所得者への負担軽減の観点から、高齢者定期券購入に係る助成額の見直しを行うもの。																			
2	改正内容 高齢者定期券（有効期間が1年のもの）購入に係る助成額について、次のとおり見直しを行う。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>36,830円</td> <td>35,500円</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>33,450円</td> <td>32,500円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>25,000円</td> <td>25,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	改正後	現行	引上額	低所得Ⅰ	36,830円	35,500円	1,330円	低所得Ⅱ	33,450円	32,500円	950円	一般	25,000円	25,000円	0円
区分	改正後	現行	引上額																	
低所得Ⅰ	36,830円	35,500円	1,330円																	
低所得Ⅱ	33,450円	32,500円	950円																	
一般	25,000円	25,000円	0円																	
	※有効期間が6ヶ月の場合の助成額は規則にて規定																			
3	施行期日 令和元年10月1日																			

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例

改正後	現 行
<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額（有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額）</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）第<u>5</u>条第1号に該当する受給資格者 <u>36,830円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第<u>5</u>条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>33,450円</u></p>	<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額（有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額）</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）第<u>4</u>条第1号に該当する受給資格者 <u>35,500円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第<u>4</u>条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>32,500円</u></p>

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第100号	所 管	保育管理課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の制定により、幼児教育・保育の無償化が実施されるため、当該制度内容に合わせて、規定の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 通常保育に係る保育料の無償化</p> <p>現在、所得の状況等に応じて定めている入所乳幼児に対する通常保育に係る保育料について、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した就学前の子ども及び住民税非課税世帯の満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある就学前の子どもが当該保育を受ける場合は徴収しないこととする。</p> <p>(2) 一時預かり保育料の無償化</p> <p>市立保育所に入所していない乳幼児のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもについては、一時預かり保育を受ける場合の保育料についても、無償化の対象となるところ、当該制度を利用した場合の保育料については、一旦全額を徴収した後に無償化対象分を還付する取扱いとする。</p> <p>(3) その他</p> <p>幼児教育・保育の無償化に向け、現在の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められるなどの整備が行われるため、当該内容に合わせた所要の文言整備を行う。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、保育料の無償化及び還付に係る改正については令和元年10月1日から適用する。</p>				

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(入所等の資格)</p> <p>第5条 保育所に入所することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で<u>市長が別に定める月齢以上であるものに限る。</u>）</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに該当する入所乳幼児その他規則で定める入所乳幼児が保育所において受ける保育については、保育料は、徴収しない。</u></p> <p><u>2 入所許可者（前項に規定する入所乳幼児以外の入所乳幼児を監護する者に限る。以下この項において同じ。）は、1月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入所許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、1日につき2,800円（当該一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児（以下「一時預かり乳幼児」という。）が、1歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から3歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,500円、同日の翌日から6</u></p>	<p>(入所等の資格)</p> <p>第5条 保育所に入所することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>（支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）に<u>該当するものに限る。</u>）</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条</p> <p><u>入所許可者は、1月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入所許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、1日につき2,800円（当該一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児が、1歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から3歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,500円、同日の翌日から6歳に達する日の属する年度の末日までの</u></p>

<p>歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,000円)の保育料を前納しなければならない。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 既納の保育料は、還付しない。ただし、<u>支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。)</u>である一時預かり乳幼児が一時預かり保育を受けたとき<u>その他規則で定める特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(4) <u>第8条第5項の規定による保育料の減免(以下「減免処分」という。)</u>を受けている入所許可者にあつては、当該減免処分の理由となつた事実に変更があつたとき。</p> <p>(入所許可等の取消し等)</p> <p>第12条</p> <p>4 略</p> <p>(2) <u>第8条第5項に規定する規則で定める特別な理由(当該減免処分に係るものに限る。)</u>がなくなつたとき。</p>	<p>間にある者である場合は2,000円)の保育料を前納しなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 既納の保育料は、還付しない。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(4) <u>第8条第4項の規定による保育料の減免(以下「減免処分」という。)</u>を受けている入所許可者にあつては、当該減免処分の理由となつた事実に変更があつたとき。</p> <p>(入所許可等の取消し等)</p> <p>第12条</p> <p>4 略</p> <p>(2) <u>第8条第4項に規定する規則で定める特別な理由(当該減免処分に係るものに限る。)</u>がなくなつたとき。</p>
--	--

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第101号	所 管	保育管理課
件 名	尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>幼児教育・保育の無償化の実施に合わせ、新たに創設される「子育てのための施設等利用給付」を受けることとなる認可外保育施設等に対しても、認可保育施設と同様の過料を科すための規定を設けるもの。</p> <p>併せて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の制定に伴う所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 認可外施設等への罰則規定の適用</p> <p>「子育てのための施設等利用給付」を受けることとなる認可外保育施設及び預かり保育事業者等が当該給付に際して虚偽の報告を行った場合等については、認可保育施設の場合と同様に10万円以下の過料を科す。</p> <p>(2) その他</p> <p>幼児教育・保育の無償化に向け、現在の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められるなど、内閣府令が改正されるため、当該内閣府令からの引用部分に係る所要の文言整備を行う。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、罰則に係る改正については、令和元年11月1日</p>				

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(特定教育・保育施設等の運営の基準)</p> <p>第3条 <u>法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、同令第13条第1項中「利用者負担額（）」とあるのは「利用者負担額（法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として）」と、「<u>についての法第27条第3項第2号に掲げる</u>」とあるのは「<u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める</u>」と、同令第43条第1項中「<u>法第29条第3項第2号に掲げる</u>」とあるのは「<u>法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める</u>」とする。</u></p>	<p>(特定教育・保育施設等の運営の基準)</p> <p>第3条 <u>法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、府令第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>」とあるのは「<u>法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額</u>」と、府令第43条第1項中「<u>法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>」とあるのは「<u>法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額</u>」と、府令附則第2条第1項中「<u>第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。</u>）」</u></p>

<p>2 幼稚園の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>3 <u>幼稚園</u>は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 正当な理由なく、<u>法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報</p>	<p><u>とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、府令附則第3条第1項中「第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、同条第2項中「第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項」とあるのは「第43条第2項」とする。</u></p> <p>2 <u>幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「幼稚園等」という。）</u>の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>3 <u>幼稚園等</u>は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 正当な理由なく、<u>法第13条第1項の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）</u>をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示（以下「虚偽報告等」という。）をし、又は<u>同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p>
--	---

<p>告等」という。)をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示(以下「虚偽報告等」という。)をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なく、<u>法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合及び政令附則第6条第1項の規定により読み替えて法の規定を適用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、<u>法第14条第1項</u>の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>(2) 正当な理由なく、<u>法第14条第1項</u>の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、<u>同項</u>の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
---	--

<令和元年9月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第102号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行により、特定防災街区整備地区において建築できる建築物の要件が見直されたため、当該要件に準拠して規定している本市の各防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限についても、法改正の内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>3 改正内容</p> <p>各区域内において建築できる建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物に加え、それらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物についても建築を可能とするよう改める。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>なお、令和元年6月25日から適用する。</p>					

尼崎市今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第53条第3項第1号イ</u>に規定する<u>耐火建築物等</u>又は同号ロに規定する<u>準耐火建築物等</u>としなければならない。ただし、<u>法第67条第1項各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第2条第9号の2</u>に規定する<u>耐火建築物</u>又は<u>同条第9号の3</u>に規定する<u>準耐火建築物</u>としなければならない。ただし、<u>法第61条各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

尼崎市潮江地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第53条第3項第1号イ</u>に規定する耐火建築物等又は同号ロに規定する準耐火建築物等としなければならない。ただし、<u>法第67条第1項各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第2条第9号の2</u>に規定する耐火建築物又は<u>同条第9号の3</u>に規定する準耐火建築物としなければならない。ただし、<u>法第61条各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

尼崎市浜地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第6条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第53条第3項第1号イ</u>に規定する耐火建築物等又は同号ロに規定する準耐火建築物等としなければならない。ただし、<u>法第67条第1項各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第6条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第2条第9号の2</u>に規定する耐火建築物又は<u>同条第9号の3</u>に規定する準耐火建築物としなければならない。ただし、<u>法第61条各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第53条第3項第1号イ</u>に規定する<u>耐火建築物等</u>又は同号ロに規定する<u>準耐火建築物等</u>としなければならない。ただし、<u>法第67条第1項各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第2条第9号の2</u>に規定する<u>耐火建築物</u>又は<u>同条第9号の3</u>に規定する<u>準耐火建築物</u>としなければならない。ただし、<u>法第61条各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第53条第3項第1号イ</u>に規定する<u>耐火建築物等</u>又は同号ロに規定する<u>準耐火建築物等</u>としなければならない。ただし、<u>法第67条第1項各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>(建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第7条 適用区域内においては、建築物は、<u>法第2条第9号の2</u>に規定する<u>耐火建築物</u>又は<u>同条第9号の3</u>に規定する<u>準耐火建築物</u>としなければならない。ただし、<u>法第61条各号</u>のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第103号	所 管	園田地域課
件 名	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 健一				
2	契約金額 771,100,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和元年6月18日				
5	工事内容 園田東生涯学習プラザ新築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,298.74平方メートル 倉庫 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 23.53平方メートル 駐輪場 鉄骨造り 平屋建て 3棟 延べ面積 49.20平方メートル 外構工事 植栽工事 土壌汚染対策工事				
6	工期 契約締結の日から480日間				

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第104号	所 管	園田地域課
件 名	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市稲葉荘1丁目13番5号 山口電気工事株式会社 代表取締役 山口 寛				
2	契約金額 179,300,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和元年6月25日				
5	工事内容 電気設備工事 屋内電気設備工事 一式 屋外電気設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から480日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和元年6月25日
件 名	園田東生涯学習プラザ新築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	山口電気工事 (株)	落 札 金 額	163,000,000円
予 定 価 格	167,000,000円	最 低 制 限 価 格	150,300,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
山口電気工事 (株)	163,000,000	決定	
平尾電工 (株)	164,500,000		
(株) ニューテック	168,000,000	※予定価格超過	
不二電気工事 (株)	172,000,000	※予定価格超過	
(株) 小川電設	188,500,000	※予定価格超過	
親和電機工業 (株)	188,500,000	※予定価格超過	
カラタニエンジニアリング (株)	194,800,000	※予定価格超過	
(株) みつば電気	203,000,000	※予定価格超過	
共栄電器工業 (株)	206,000,000	※予定価格超過	
栄興電機工業 (株)	222,458,000	※予定価格超過	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第105号	所 管	園田地域課
件 名	工事請負契約について（園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市南初島町10番地149 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 太一				
2	契約金額 180,950,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和元年6月25日				
5	工事内容 機械設備工事 衛生器具設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式 空気調和設備工事 一式 換気設備工事 一式				
6	工期 契約締結の日から480日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和元年6月25日
件 名	園田東生涯学習プラザ新築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株) 阪神設備工業所	落 札 金 額	164,500,000円
予 定 価 格	178,100,000円	最 低 制 限 価 格	160,290,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
(株) 阪神設備工業所	164,500,000	決定	
(株) 中の島商会	169,000,000		
(株) 田中水道工業所	184,600,000	※予定価格超過	
カラタニエンジニアリング (株)	202,800,000	※予定価格超過	
(株) 大原商会	202,971,020	※予定価格超過	
(株) 西三設備	153,790,000	※最低制限価格抵触	
下坂設備工業 (株)	155,500,000	※最低制限価格抵触	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第106号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)				
内 容					
1 権利の内容					
阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち破産免責決定を受けているものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権					
(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金					
(2) 元金に係る利子					
2 相手方及び放棄する債権額					
(単位:円)					
No.	相手方	放棄額		合計	
		元金	利子		
1	■■■■■	1,008,602	37,248	1,045,850	
2	■■■■■■■■■■	2,400,047	194,803	2,594,850	
3	■■■■■■■■	762,360	34,150	796,510	
4	■■■■■■■■■■	1,700,000	156,015	1,856,015	
5	■■■■■■	890,493	40,887	931,380	
6	■■■■■■■■■■	1,331,077	88,575	1,419,652	
7	■■■■■■	743,634	29,408	773,042	
8	■■■■■■	1,813,746	138,786	1,952,532	
9	■■■■■■■■	267,045	7,295	274,340	
10	■■■■■■	277,208	13,462	290,670	
11	■■■■■■	807,921	24,929	832,850	
12	■■■■■■	1,520,957	79,893	1,600,850	
13	■■■■■■	1,112,105	87,105	1,199,210	
14	■■■■■■	492,098	15,412	507,510	
合計		15,127,293	947,968	16,075,261	
3 放棄の理由					
本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。					

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第107号	所 管	青少年課
件 名	工事請負契約について（青少年センター解体工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 381,370,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和元年6月21日				
5	工事内容 北館及び南館解体工事 北館 鉄筋コンクリート造り 5階建て 1棟 南館 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 約8,870平方メートル その他解体付帯工事 外構解体、電気・機械設備撤去及び敷地整地等				
6	工期 契約締結の日から360日間				

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第108号	所 管	水道部経理課
件 名	平成30年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金1,907,713,173円のうち、当年度純利益1,376,748,891円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額530,964,282円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		1,907,713,173			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△1,907,713,173			
建設改良積立金の積み立て		△1,376,748,891			
資本金への組入れ		△530,964,282			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第109号	所 管	水道部経理課
件 名	平成30年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 593,749,028 円のうち、当年度純利益 373,549,446 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 220,199,582 円は資本金へ組み入れる。</p>				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		593,749,028			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△593,749,028			
建設改良積立金の積み立て		△373,549,446			
資本金への組み入れ		△220,199,582			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第110号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	平成30年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金 4,196,605,284 円のうち、前年度の繰越利益剰余金 2,000,000,000 円及び当年度に発生した利益剰余金 1,618,745,191 円を合わせた 3,618,745,191 円は建設改良積立金に積み立て、577,860,093 円は資本金へ組み入れる。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		4,196,605,284			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△4,196,605,284			
建設改良積立金の積み立て		△3,618,745,191			
資本金への組み入れ		△577,860,093			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第111号	所 管	ボートレース事業部 経営企画課
件 名	平成30年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	議決を求める理由 地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。				
2	処分内容 未処分利益剰余金8,291,628,768円のうち、1,760,000,000円は建設改良積立金に積み立て、400,000,000円は一般会計へ繰り出し、残余については繰り越す。				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		8,291,628,768			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△2,160,000,000			
建設改良積立金の積立て		△1,760,000,000			
一 般 会 計 繰 出 金		△400,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 6,131,628,768			

<令和元年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第112号	所 管	情報指令課																																
件 名	製造請負契約について（尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業）																																				
内 容																																					
1	契約の相手方 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号 富士通株式会社 神戸支社 支社長 金田 龍輔																																				
2	契約金額 1,261,700,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）																																				
3	契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）																																				
※ 事業者の選定にあたっては、整備事業者選定委員会において、応募者からの提案内容を審査し、①システムの機能に係る要件、②経済性に係る要件、③運用・保守に係る要件等の技術点及び価格点の合計点が最も高かった富士通株式会社神戸支社を優先交渉権者として選定した。																																					
4	製造内容 尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業 （主な機器）																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>指令台</td> <td>6台</td> <td>気象観測装置</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>自動出動指定装置</td> <td>1式</td> <td>車両端末装置</td> <td>85台</td> </tr> <tr> <td>地図等検索装置</td> <td>6台</td> <td>支援情報端末装置</td> <td>111台</td> </tr> <tr> <td>長時間録音装置</td> <td>1台</td> <td>指揮タブレット</td> <td>15台</td> </tr> <tr> <td>指令制御装置</td> <td>1式</td> <td>救急タブレット</td> <td>19台</td> </tr> <tr> <td>指揮台</td> <td>1台</td> <td>査察タブレット</td> <td>17台</td> </tr> <tr> <td>無線統制台</td> <td>1台</td> <td>消防用高所カメラ装置(監視カメラ)</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>総合表示盤</td> <td>1式</td> <td>消防用高所カメラ装置(IPカメラ)</td> <td>4台</td> </tr> </tbody> </table>						指令台	6台	気象観測装置	3台	自動出動指定装置	1式	車両端末装置	85台	地図等検索装置	6台	支援情報端末装置	111台	長時間録音装置	1台	指揮タブレット	15台	指令制御装置	1式	救急タブレット	19台	指揮台	1台	査察タブレット	17台	無線統制台	1台	消防用高所カメラ装置(監視カメラ)	2台	総合表示盤	1式	消防用高所カメラ装置(IPカメラ)	4台
指令台	6台	気象観測装置	3台																																		
自動出動指定装置	1式	車両端末装置	85台																																		
地図等検索装置	6台	支援情報端末装置	111台																																		
長時間録音装置	1台	指揮タブレット	15台																																		
指令制御装置	1式	救急タブレット	19台																																		
指揮台	1台	査察タブレット	17台																																		
無線統制台	1台	消防用高所カメラ装置(監視カメラ)	2台																																		
総合表示盤	1式	消防用高所カメラ装置(IPカメラ)	4台																																		
5	納期 令和3年3月31日																																				

応募事業者及び審査結果

<応募事業者>

	法人等の名称	代表者名	所在地
1	富士通株式会社 神戸支社	支社長 金田 龍輔	神戸市中央区東川崎町1丁目 7番4号
2	日本電気株式会社 神戸支社	神戸支社長 中垣内 潤一	神戸市中央区東町126番地

<審査結果>

応募事業者	技術点	価格点	合計点	合計点順位
富士通株式会社神戸支社	2, 190	670	2, 860	1
日本電気株式会社神戸支社	2, 177	600	2, 777	2